

《能代市から転出される方へ》

総合窓口：電話 0185-89-2133

※裏面もご覧ください。 Ver. R2.5

項 目	手 続 き ・ 内 容 等	該当	済 <input checked="" type="checkbox"/>
1. 国民年金に加入している方	<p>能代市での手続きは不要です。</p> <p>1号被保険者の方は転出先の市区町村窓口でご確認ください。</p> <p>これまで厚生年金や共済に加入または国民年金3号被保険者であった方： 新住所地での1号加入手続きには「厚生年金（被扶養者）資格喪失証明書」が必要な場合があります。</p>		
2. 年金を受給している方 これから受給する方	<p>能代市での手続きは不要です。</p> <p>転出先の市区町村窓口で住所変更の手続きをしてください。</p>		
3. 国民健康保険 に加入している方	<p>総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2166 FAX 0185-89-1773</p> <p>※必要なもの：転出前の被保険者証・印鑑・被保険者のマイナンバーがわかるもの</p> <p>これまで国保以外の健保に加入していた方：新住所地での国保加入手続きには「健康保険資格喪失証明書」が必要な場合があります。</p>		
4. 後期高齢者医療制度 に加入している方	<p>総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2159 FAX 0185-89-1773</p> <p>※必要なもの：転出前の被保険者証・印鑑・被保険者のマイナンバーがわかるもの</p> <p>※県外への転出の場合、「負担区分証明書」を発行しますので転出先へ提出してください。</p>		
5. 介護保険被保険者証 をお持ちの方	<p>総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2157</p> <p>※介護認定を受けている方は、転出先の市区町村窓口でその旨をお伝えください。</p>		
6. 福祉医療費受給者証（マル福カード）をお持ちの方	<p>総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2159</p> <p>※転出先での手続きに、「所得課税証明書」が必要な場合があります。転出先の市町村窓口にご確認ください。</p>		
7. 印鑑登録している方	<p>総合窓口⑩～⑫番に登録証をご返却ください。</p>		
8. マイナンバーカード （個人番号カード）・ お持ちの方	<p>転出先市町村で各種カードの継続利用処理と追記欄への新住所等の記載を行います。</p> <p>※継続利用処理は、転出された方全員が必要となります。全員分の住基カードまたはマイナンバーカードを必ず転出先の市町村でご提示ください。</p> <p>※下記のいずれかに該当する場合、継続利用処理ができず、住基カード・マイナンバーカードが失効する可能性があるので注意してください。</p>		
9. 住基カードをお持ちの方	<p>①能代市から交付された転出証明書に記載のある異動日（転出予定日）から30日以内</p> <p>②転入をした日から14日以内（転出先の市町村に住み始めた日から14日以内）</p> <p>③転入届をした日から90日以内（転出先の市町村に転入届をした日から90日以内）</p> <p>※転入届の特例を受ける方は、①から③の期間内で、転出先市町村へ住基カードまたはマイナンバーカードを持参して転入の手続きをしてください。</p> <p style="text-align: right;">電話 0185-89-2133</p>		

項 目	手 続 き ・ 内 容 等	該当	済 <input checked="" type="checkbox"/>
10. 小中学校に在学 している子どもがいる方	在学中の学校から在学証明書等の書類をもらってください。 (転校先で必要です)		
11. 児童手当 を受給している方	総合窓口⑩～⑫番で手続きをしてください。 ※転出先での手続きは、転出予定日の翌日から15日以内に行ってください。単身赴任の方は、ご家族の 住民票の写しも必要となります。 電話 0185-89-2946		
12. 身障手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手 帳・自立支援医療受給 者証（更生医療・精神通 院）をお持ちの方	能代市での手続きは不要です。 転出先の市区町村窓口で住所変更の手続きをしてください。 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方は、福祉課⑲～⑳番に受給者証をご返却ください。 電話 0185-89-2153 ※障害支援区分の認定を受けている場合、福祉課⑲～⑳番で「障害支援区分認定証明書」を発行しますので転出先へ提出してください。		
13. 特別障害者手当・障害 児福祉手当等 を受給している方	手当を支給されている方は、福祉課⑲～⑳番で手続きをしてください。 電話 0185-89-2153		
14. 特別児童扶養手当 を受給している方	能代市での手続きは不要です。転出先の市区町村窓口で住所変更の手続きをしてください。		
15. 移住支援金（能代市就 業等移住支援事業費補 助金）を受給した方	商工港湾課（本庁舎2階）で手続きをしてください。 ※必要なもの：補助金交付決定通知書・印鑑 電話 0185-89-2186		
16. 保育所へ入所している方	子育て支援課（本庁舎2階）で手続きをしてください。※保育所で退所手続きをされた方は不要です。電話 0185-89-2946		
17. 入学祝い金	子育て支援課（本庁舎2階）で手続きをしてください。 平成31年4月1日以降に新入学したお子様の保護者に、小学生2万円、中学生3万円を支給します。 【支給要件】入学年の4月にお子様および保護者の住民登録が能代市にあること、市税等に滞納がないこと ※必要なもの：請求者名義の通帳・印鑑 ※入学した日から起算して6ヶ月以内に申請してください。 電話 0185-89-2946		
18. 児童扶養手当・ を受給している方	子育て支援課（本庁舎2階）で手続きをしてください。 ※転出先での手続きが必要な方は、速やかに行ってください。 電話 0185-89-2947		
19. 犬を飼育されている方	能代市での手続きは不要です。転出先で変更の届出及び「犬鑑札」の交換が必要になりますので、詳しくは転出先の市区町村までお問い合わせください。所有者を変更する場合、犬が死亡した場合は、環境衛生課 衛生係（本庁舎2階）で手続きをして ください。 電話 0185-89-2174		

項目	手続き・内容等	該当	済 <input checked="" type="checkbox"/>
20. 市営住宅へ入居の方	都市整備課 建設・住宅係（本庁舎2階）で手続きが必要です。 ※引き続き市営住宅へ入居されているご家族の方が転出日以降に手続きをしてください。 ※必要なもの：手続きの種類によって必要なものが異なります。お問い合わせください 電話 0185-89-2194・2196		
21. 水道使用を中止される方	公営企業管理課（本庁舎2階）で手続きをしてください。 電話 0185-52-5221		
22. 下水道使用者で井戸水をご使用の方	上下水道整備課（本庁舎2階）で手続きをしてください。 ※必要なもの：印鑑 ※井戸水を使用している方は、使用人数により下水道使用料が変わります。 電話 0185-89-2203		
23. 浄化槽を使用している方	上下水道整備課（本庁舎2階）または 二ツ井地域局 建設課で手続きをしてください。 ※市設置型（休止・使用者変更）と個人設置型（休止・管理者変更）で必要な手続きが違いますので、お問い合わせください。 電話 0185-89-2202		
24. 農業集落排水施設を使用している方	上下水道整備課（本庁舎2階）で手続きしてください。 ※休止・人数変更等の必要な手続きがありますのでお問い合わせください。 ※使用人数により、農業集落排水施設使用料が変わります。 電話 0185-89-2202		
25. 固定資産を所有している方	税務課⑳～㉑番窓口で手続きをしてください。 ※必要なもの：印鑑、マイナンバーがわかるもの、本人確認書類 電話 0185-89-2127		
26. 原動機付自転車（125cc以下の二輪車）、小型特殊自動車をお持ちの方	税務課㉒番で手続きをしてください。 ※定置場（車両を置いている住所）を能代市外へ変更する際は、標識（ナンバー）の返納の手続きをし、転出先で新しく標識の交付を受けてください。 ※必要なもの：標識（ナンバー）、標識交付証明書、印鑑 電話 0185-89-2126		
27. 国外へ転出する方	税務課㉒番で手続きをしてください。 ※市県民税・固定資産税について、納税管理人の申請が必要な場合があります。 電話 0185-89-2126		

新しい住所に住み始めた日から **14日以内**に新住所地の市区町村役場で転入届をしてください。

転入届の際には、転出時に能代市で発行した「転出証明書」が必要です。

マイナンバーカードまたは住基カードによる転入届の特例を受ける方には、転出証明書は交付されません。

転入届の際に、マイナンバーカードまたは住基カードの提示と暗証番号の入力が必要です。